

きくみみ岐阜（総務省岐阜行政監視行政相談センター）に寄せられた相談事例

きくみみ岐阜に相談をしたい方はこちら

番号	受付年月	相談内容	きくみみ岐阜の対応	所管省庁
1	令和2年2月	国営施設の入館料について、同施設のホームページでは、障害者割引制度の記載はあるが、具体的な金額が記載されていない。また、問合せ先が電話番号しかなく、私は電話を持っていないため、問い合わせができない。具体的な金額を記載してほしい。	当該施設に金額を確認し相談者にお知らせするとともに、施設を所管する国土交通省に相談者の要望を連絡した。 (対応結果) 当該施設のホームページに、具体的な割引金額が掲載されることとなった。	国土交通省
2	令和3年4月	情報公開請求を行う際、本人確認書類として運転免許証を提示したが、コピーしたいと言われた。本人確認ができたならば、コピーは不要なのではないか。個人情報の取り過ぎではないかと思う。担当者になぜコピーするのかと聞いたところ、必要なものだからと言われた。コピーが必要ということが、法律で定められているのか教えてほしい。	総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室に照会し、その結果を回答した。 (回答内容) 窓口等で開示請求を行う場合は、保有個人情報の本人であることを示す書類の提示し、又は提出しなければならない。提示することで本人であることが確認できれば、複写したものを提出する必要はない（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条第1項）。	総務省
3	令和3年4月	総務省からメールで支給給付金に関する重要なお知らせというメールが来たが、本物なのか。	当該メールの送信元アドレスが総務省ではないことを確認し、総務省を騙ったメールであるため削除するよう助言した。	総務省
4	令和3年4月	法務局から交付された筆界特定書に記載してある筆界が誤っているため、修正したい。筆界を修正する制度について教えてほしい。	法務局に照会し、その結果を回答した。 (回答内容) 筆界特定の結果に不服があるときは、裁判所に筆界確定訴訟を提起することができる。筆界確定訴訟の判決により形成された筆界が筆界特定の結果と相違するときは、判決と抵触する範囲において筆界特定の効力は失われる。	法務省
5	令和3年5月	脇道から片側2車線の国道に合流した車が逆走していた。近所の方は片側2車線と分かっているが、初めて通行する人は、中央分離帯の向こう側が認識できず、片側1車線の道路と誤認したのではないかとと思われる。逆走を防止する措置を講じてほしい。	国道事務所に対し、中央分離帯へ矢印標識板を設置する等の逆走防止対策を検討するようあっせんした。 (対応結果) 国道事務所は、現地確認の上、逆走防止の矢印標識板の設置が必要と判断、設置した。	国土交通省

6	令和3年12月	<p>9才のこどもが海外から一人帰国する際、新型コロナウイルスの水際対策として空港で留め置きとなり、3日間ホテルに一人で待機するよう言われた。前回の帰国時には家族同伴が認められていたため、今回も家族同伴を認めてほしい。</p>	<p>検疫所に照会し、その結果を回答した。 (回答内容) 原則、未成年でも一人で待機してもらっているが、申出に応じその都度協議して対応を決めている。 ※ 本件は、相談者が検疫所に申し出たところ、家族同伴が認められることとなった。</p>	厚生労働省
7	令和4年4月	<p>アパートに衛星放送受信アンテナが設置されていないことがわかったので、NHKに5年間支払っていた衛星放送受信料の返金を申し出たが、できないと言われたことに納得できない。</p>	<p>NHKに対し、アパートの衛星放送受信機の設置状況を確認するなどにより、返金の可否を検討するようあせました。 (対応結果) NHKが、アパートの衛星放送受信機の設置状況を再確認したところ、設置されていなかったことが認められ、返金されることとなった。</p>	総務省
8	令和4年8月	<p>死亡一時金の申請に当たって提出する書類「生計同一関係に関する申立書」において、「第三者による証明欄」がなぜ必要なのか。年金事務所の説明に納得できない。</p>	<p>年金事務所に照会し、その結果を回答した。 (回答内容) 厚生労働省からの通知により、生計同一に関する認定要件が定められており、その認定のために「生計同一関係に関する申立書」の提出を求められることとされている。同通知には、申立書の様式も定められており、生計同一関係を証明する書類が無い場合に、「第三者による証明欄」に記入することとされている。</p>	厚生労働省